

関連意匠制度の拡充に関する Q&A

はじめに

この Q&A は、令和元年の意匠法改正(注)により拡充された関連意匠制度の審査運用について、ユーザーの皆様から寄せられるご質問への回答をまとめたものです。令和 2 年 4 月 1 日の改正意匠法の施行以降に出願される、意匠登録出願を対象としています。

今後も皆様からのご質問等に対応し、必要に応じて追加等を行っていく予定です。

注：令和元年 5 月 17 日に法律第 3 号として公布された「特許法等の一部を改正する法律案」に基づくもの。
以下、本 Q&A においては、この改正によって改正された意匠法を「改正意匠法」といいます。

目次

[願書について](#)

- [問 1. 関連意匠として出願する場合、願書にどのような記載をすれば良いのですか？](#)

[改正意匠法の施行前に出願した意匠を本意匠とする場合について](#)

- [問 2. 改正意匠法の施行前に出願した意匠を本意匠とすることはできますか？](#)
- [問 3. 改正意匠法の施行前に出願した意匠を本意匠として改正意匠法の施行後に出願した関連意匠の意匠権の存続期間はどのようになりますか？](#)

[意匠法第 10 条第 2 項及び同第 8 項の規定の適用について](#)

- [問 4. 拒絶理由通知書で引用された公知意匠が、出願人が実施許諾を行った相手方が製造した製品である場合、意見書においてどのような主張を行えばよいのですか？](#)
- [問 5. 意匠法第 10 条第 8 項の括弧書きの規定は、関連意匠の設定登録後に事後的に該当した場合でも、適用の対象となりますか。](#)

[関連意匠の周辺情報について](#)

- [問 6. J-plat pat においては、関連意匠の周辺情報について、どのような情報を検索することができるのですか？](#)
- [問 7. 関連意匠の意匠公報には、どのような周辺情報が掲載されるのですか？](#)

願書について

【問 1】 関連意匠として出願する場合、願書にどのような記載をすれば良いのですか？

【答】 願書に、「本意匠の表示」の欄を設けて、本意匠を記載します。

なお、関連意匠を本意匠とする関連意匠を出願する場合に、「基礎意匠」（本意匠のうち最初に選択されたもの）を記載する必要はありません。

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	A-3-AR
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【本意匠の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【意匠に係る物品】	安全用スイッチ錠
	(以下略)

本意匠の状態に応じた主な記載例

・例：出願番号が通知されているとき

【本意匠の表示】
【出願番号】 意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

・例：意匠登録の番号を知ったとき

【本意匠の表示】
【登録番号】 意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号

・例：出願番号が通知されていないとき

【本意匠の表示】
【出願日】 令和〇年〇月〇日提出の意匠登録願
【整理番号】 A-3-AN

改正意匠法の施行前に出願した意匠を本意匠とする場合について

【問 2】 改正意匠法の施行前に出願した意匠を本意匠とすることは可能ですか？

【答】 可能です。ただし、関連意匠として意匠登録を受けるためには、基礎意匠の出願から10年を経過する日前までに関連意匠の出願をする必要があります。

【問 3】 改正意匠法の施行前に出願した意匠を本意匠として改正意匠法の施行後に出願した関連意匠の意匠権の存続期間はどのようになるのですか？

【答】 改正意匠法の施行前に出願した意匠を本意匠として改正意匠法の施行後に関連意匠の出願をした場合についても、関連意匠の意匠権の満了日は、基礎意匠の意匠登録出願の日から25年経過した日となります。

なお、改正前は意匠権の存続期間が、「設定の登録の日から 20 年」でしたが、改正後は「意匠登録願の日から 25 年」に変更されましたことから、改正意匠法の施行前に出願した基礎意匠の意匠権が存続期間満了により消滅した後も、改正意匠法の施行後に出願した複数の関連意匠の意匠権が存続する場合があります。このような場合は、二以上の者に排他的権利が成立することを防ぐため、基礎意匠の意匠権が存続期間満了により消滅した後に存続する関連意匠の意匠権は分離移転することができず、全ての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができます。

※ 詳しくは、以下をご参照ください。

[『特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定の整備及び経過措置に関する政令』が閣議決定されました](#)

意匠法第 10 条第 2 項及び同第 8 項の規定の適用について

【問 4】 拒絶理由通知書で引用された公知意匠が、出願人が実施許諾を行った相手方が製造した製品である場合、意見書においてどのような主張を行えばよいのですか？

【答】 引用された公知意匠が、出願人自身の意匠であり、出願人からその意匠について製造の実施許諾を受けた企業が当該許諾に基づき製造した製品である場合、例えば以下のような説明が考えられます。

- ・ 意見書を提出し、拒絶理由通知において引用された意匠は、出願人自身が意匠権又は意匠登録を受ける権利を有する意匠であり、出願人からその意匠について製造の実施許諾を行った企業が当該許諾に基づいて製造した製品であるとの事情の説明を行う。
- ・ したがって、拒絶理由通知において引用された公知意匠は、意匠法第 10 条第 2 項（又は同条第 8 項）の規定の適用を受けるものであることから、新規性の判断の基礎とするべきではないとの旨の主張をする。
- ・ 上記の事情が事実であることを示すため、例えば、実施許諾を行った際の契約書等の写しを意見書と共に提出する。
- ・ 契約書等の写しに代えて、例えば以下のように、上記の事情が事実であることを証明する書面を提出してもよい（注）。ただし、この場合、審査官が当該書面に記載された内容に疑義を抱かせる証拠を発見した場合は、意見書の主張が採用されないこともあり得る。

注：意見書をオンラインで、証明書原本を紙媒体で提出しようとするときは、証明書を手続補足書によって提出し、意見書には、証明書を別途提出した旨の説明を記載する。

「証明する書面」の記載例

拒絶理由において引用された公知意匠が「自己の意匠」に該当する事実を証明するための証明書

実施許諾を行った事実

- ① 実施許諾を行った日
- ② 実施許諾のための契約を行った者
- ③ 許諾の対象となった意匠(意匠の写真等を添付する。登録意匠の場合は、意匠登録番号を記載するだけでも可。)

上記記載事項が事実と相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

出願人〇〇〇

【問5】 意匠法第10条第8項の括弧書きの規定は、関連意匠の設定登録後に事後的に該当した場合でも、適用の対象となりますか。

【答】 関連意匠の意匠登録出願の設定登録時まで該当した場合が適用の対象となります。

関連意匠の周辺情報について

【問6】 J-plat pat においては、登録された関連意匠の周辺情報について、どのような情報を検索することができるのですか？

【答】 関連意匠の出願にあたり、出願人が指定した本意匠の情報については、経過情報で確認していただくことが可能です。また、新たに関連意匠群（基礎意匠と当該基礎意匠に係る関連意匠全て）を系図で表す機能も追加されました。

【問7】 関連意匠の意匠公報には、どのような周辺情報が掲載されるのですか？

【答】 基礎意匠の意匠登録番号と、当該関連意匠と同日以前に設定登録がなされた基礎意匠に係る関連意匠の意匠登録番号が掲載されます。